

静岡県告示第45号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年1月31日から起算して15日間、清水漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

平成29年1月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県静岡市清水区八木間町594-8	薩川 一義
静岡県静岡市清水区横砂東町6-16	小川 武久
静岡県静岡市清水区横砂東町1-28	滝 友志
静岡県静岡市清水区江尻東1-4-15	黒柳 徹
静岡県静岡市清水区松井町11-12	栗田 和茂

2 加入区

清水加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

清水漁業協同組合